



福岡県森林環境税 導入の経緯



① 森林・林業を取り巻く状況

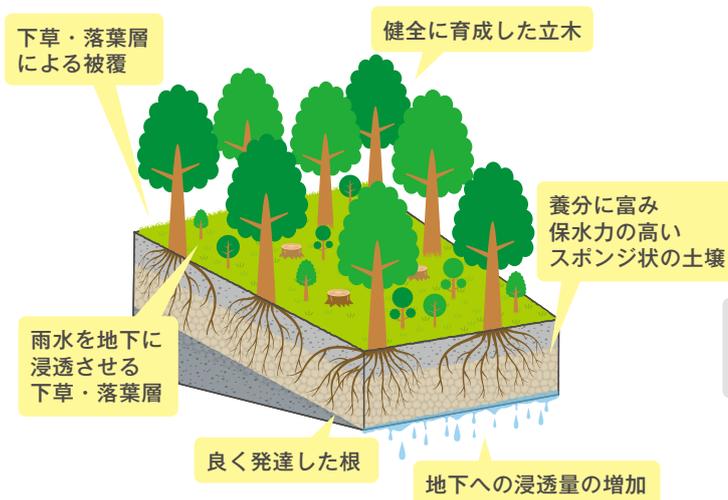
健全な森林は、洪水や濁水を緩和し水質を浄化する水源かん養機能、土砂の流出や崩壊を防ぐ土砂災害防止機能、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収固定する環境保全機能など様々な公益的機能を有し、県民生活に多くの恵みを与えてくれます。

従来森林は、植林し、下刈りや間伐などの手入れを行い、木が成熟した後に伐採するといった林業活動の循環により管理され、様々な公益的機能が発揮されてきました。

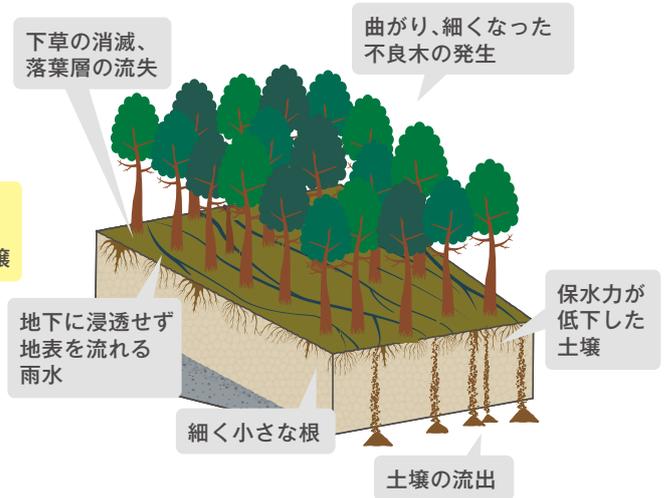
しかし、木材価格の下落による林業の採算性の悪化や林業就業者の減少・高齢化などに伴い、間伐などの手入れが行われずに放置され、荒廃した森林が増加しました。

荒廃した森林は、木が密生して林内に日光が差し込まないため、下草が生えず降雨によって土壌が失われ、木の根がむき出しの状態となり、土砂災害や濁水が発生する可能性が高まるなど、県民生活への多大な影響が懸念されます。

健全な森林のイメージ



荒廃した森林のイメージ



② 福岡県森林環境税の導入

県では、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられなくなったことから、平成18年4月に外部の有識者による「森林環境税(仮称)検討委員会」を設置しました。

この委員会で取りまとめられた報告書やパブリックコメントの結果等を踏まえ、森林の有する公益的機能を将来にわたって維持するためには、荒廃した森林の再生等に早急に着手すべきと判断し、その財源を確保するため、平成18年12月に「福岡県森林環境税条例」及び「福岡県森林環境税基金条例」を制定し、平成20年4月から福岡県森林環境税を導入しました。

また、導入5年目となる平成24年度には、これまでの森林環境税の事業の成果等を検証し、今後の在り方について検討を行いました。その結果、高温小雨等の影響により、海岸防風林における松くい虫被害が増加し、県民生活への影響が懸念されたため、緊急対策として「海岸防風林の松くい虫被害対策」を実施することとしました。



委員会の開催状況



シンポジウムの開催

■経過

時 期	内 容
平成14年10月	九州地方知事会が「森林保全に関する税」についての研究を開始。
平成16年10月	福岡県においても、関係各部からなる「森林保全等のための税のあり方研究会」を設置し、森林保全のための新たな施策の方向性や税導入の必要性、税収の使途について研究を開始。
平成18年 4月	具体的な検討を行うため、外部有識者からなる「森林環境税(仮称)検討委員会」を設置し、県民全体で森林を守り育て、健全な形で次世代に引き継いでいくため、森林再生のための新たな施策やその負担の考え方について、約半年にわたり検討。
平成18年11月	「森林環境税(仮称)検討委員会」から提出された報告書やパブリックコメントの結果等を踏まえ、県民の安全・安心な生活環境を守るため、早急に荒廃した森林の再生に着手すべきと判断。
平成18年12月	福岡県議会にて「福岡県森林環境税条例案」及び「福岡県森林環境税基金条例案」を提案、可決。
平成19年10月	「福岡県森林環境税条例(平成18年福岡県条例第62号)の施行期日を定める規則」の制定により、平成20年4月1日からの施行が決定。
平成20年 4月	「福岡県森林環境税条例」及び「福岡県森林環境税基金条例」が施行。
平成24年 4月	条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるため、林業振興課長を座長とする「森林環境税に関する検討会」を設置し、6年目以降の森林環境税の課税方法や事業のあり方について検討。
平成24年12月	これまでの森林環境税の収入状況や事業成果等の検証結果、県民からの意見等を踏まえ、今後のあり方に関する検討結果を取りまとめ。 このうち、今後の事業のあり方については、「今後も引き続き、荒廃森林の再生等を計画どおり進めるとともに、新たな課題に対して的確に対応するため、限られた森林環境税収入の適切な配分と効率的な執行にさらに努めていくことが必要」とし、翌年度から海岸防風林の松くい虫被害対策強化の取組を実施。 附則第四項中「5年」を「10年」に改める「福岡県森林環境税条例の一部を改正する条例」が施行。